

許 可 書

村井 至将 殿

令和7年8月20日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)は、下記のとおり許可する。

記

1 営業区域

愛知県

2 条 件

(1) 運輸開始期間は、許可の日から1年とする。

(2) 輸送する旅客の範囲

輸送する旅客の範囲は、以下の①～⑤に掲げる者及びその付添人に限る。

- ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ 上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

(3) 輸送に使用する事業用自動車は、以下に掲げるものに限る。

- ① 道路運送法施行規則第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車
- ② 以下の(イ)～(ニ)のいずれかの要件を満たしたものが乗務する福祉自動車以外のセダン型等の一般車両
(イ) ケア輸送サービス従事者研修を終了していること
(ロ) 介護福祉士の資格を有していること
(ハ) 訪問介護員の資格を有していること
(ニ) 居宅介護従業者の資格を有していること

(4) 運送の引受けを営業所のみにおいて行う輸送に限る。

(5) 輸送に使用する車両に表示すべき項目と表示方法

- ① 事業者の氏名、名称又は記号
- ② 「福祉輸送車両」及び「限定」の文字
- ③ ①及び②の文字は大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示すること

(6) 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法に基づく社会保険等の加入義務が生じる場合には、運輸開始までに加入すること。

令和7年10月28日

中部運輸局長

中 村 広 樹

